

令和4年9月定例農業委員会

議 事 録

小城市農業委員会

小城市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年9月5日(月) 午後1時30分から午後1時56分
2. 開催場所 庁舎大会議室(A・B)
3. 出席委員

1番 野方俊彦	2番 本村教昭
3番 下村啓子	5番 西村新二
6番 松尾正人	7番 池田政孝
8番 深河文雄	9番 高塚和行
12番 江里口勇	13番 中村津多子
14番 江里口泰信	
4. 欠席委員

4番 古賀義博	10番 三根祐喜
11番 野口浩美	
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 第1号議案 農地法第3条による許可申請について
 - 第2号議案 農地法第5条による許可申請について
 - 第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
 - 第4号議案 農用地売渡等の希望申出について
6. 農業委員会事務局職員

事務局長 岸川 齊	副局長兼庶務係長 真子 祐輝
-----------	----------------

7. 会議の概要

事務局	委員の皆様、お疲れさまです。それでは、ただいまから令和4年9月の定例農業委員会をお願いしたいと思います。
会長	初めに、江里口会長より挨拶をお願いいたします。 それでは、皆さんこんにちは。台風11号の襲来が非常に懸念されるところでございます。先ほどお聞きいたしておりましたけれども、南風であれば潮風が来て、大変な被害を被るといようなお話もされておりました。 また、今日テレビを見ておりましたけれども、アフリカの人口が物すごく増えて、恐らくここ近年のうちに全世界の人口の5割を占めるんじゃないかというようなことになっておりました。そんな中、やはり食料を確保するために、農地を人力で加工せにゃいかんというように、大変懸念されるということがございます。ウクライナ戦争によって、小麦等の価格、それから肥料価格等も高騰して、農業の生産に打撃を与えておるような状況でございます。私たちもそれなりに価格等も検討しながら農業をやっているけれども、やはりこういう災害とか戦争の被害があるため、なるだけ災害は来ないほうがよいございますけれども、これまたしょうのないことでございます。 今日は第1号議案から第4号議案までございますので、スムーズに進行できるように努力をいたしてまいりたいと思います。よろしく御協力をお願い申し上げます。
事務局	ありがとうございます。 本日は、4番古賀委員、10番三根委員、11番野口委員から欠席の連絡がありました。 出席委員は11名で在任委員の過半数以上の出席がございますので、小城市農業委員会会議規則第7条の規定により、この会議は成立していることを御報告いたします。 それでは、小城市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は江里口会長をお願いいたします。
議長	それでは、ただいまから令和4年9月の農業委員会を開会いたします。 早速ですが、議事に入ります。 まず、議事録署名委員の指名についてを議題とします。 本日の会議の議事録署名委員については、議席番号順となっておりますので、私から御指名をさせていただきます。 13番中村委員、1番野方委員をお願いいたします。 次に、第1号議案 農地法第3条による許可申請についてを議題とします。 申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。 議案書は1ページを御覧ください。 本日の農地法第3条の許可申請の審議件数は1件でございます。 申請番号1について説明をいたします。 資料は1ページからとなります。 (第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号1について事務局より説明) この案件の場所は市道東分第2号線東の三日月町東分地区にある農地で、申請理由は規模拡大です。現地は山林化しておりますが、譲受人はタケノコやフキ等の山菜、ギンナンを収穫すると説明をされております。 以上でございます。
議長	ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。

7 番

全部事項証明書等によりますと、道路と、それから○の○、○の○のところにくさび形の土地があるように読めますけれども、これはどうなさるのでしょうか。ここはもう既に道路になっているのでしょうか。

事務局

今、御質問をいただいた件なんです、今回地番としては○番○と○番○を申出されております。現地を確認したところ、恐らくここは道路の拡幅か何かで道路敷になっているものと思われま。正式には地番等を確認して、例えば、税務課とか建設課等に確認をいたします。その回答については来月にでも回答させていただきます。あくまでも今回は、農地の分2筆に関して所有権移転の申出があつてということ申請になっております。

以上です。

議長

ほかに何か御意見がございましたら。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決をいたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第2号議案 農地法第5条による許可申請についてを議題とします。

申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

議案書は2ページを御覧ください。

本日の農地法第5条の許可申請の審議件数は3件でございます。

申請番号1について説明をいたします。

資料は6ページからとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号1について事務局より説明)

この案件の場所は国道34号北の三日月町四条地区を通る市道四条三ヶ島線東にある農地で、転用目的は薬局でございます。

なお、申請農地は令和4年6月農業委員会にて審議していただき、令和4年6月20日付で診療所への転用許可指令書が発出されましたが、薬局が近隣で用地を確保できなかったため、診療所の許可地の一部取下願が提出され、取下げをされた農地に薬局を建設される計画となっております。

被害防除対策ですが、雨水は西側道路側溝へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は下水道へ接続されるため、周辺農地への影響はないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある第1種農地ですが、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

議長

この案件については7番池田委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

7 番

農地法第5条の規定による許可申請についての事前調査の報告を申し上げます。

1番、譲渡人、2番、譲受人、3番、申請農地、4番、転用目的につきましては、先ほどの事務局からのアナウンスのとおりでございます。

調査事項、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的等により申請地を選定した理由は適当であると判断いたしました。

ロ、計画面積の検討について、土地計画、平面図等により適当であると判断いた

しました。

ハ、実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実であると判断いたしました。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、隣接する農地はなく、施設用排水は下水道に接続する計画であり、適当であると判断いたしました。

令和4年9月5日、小城市農業委員会農業委員、池田政孝。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。

申請番号2について説明をいたします。

資料は12ページからとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号2について事務局より説明)

この案件の場所は主要地方道牛津芦刈線東の芦刈町小路地区を通る市道小路中溝線南にある農地で、転用目的は一般住宅でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に南側道路側溝へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。下水道供用開始までは、し尿処理はくみ取り、生活雑排水は現状と同様に南側道路側溝へ排水されます。

なお、下水道の供用開始時期ですが、下水道課に確認したところ、工事が順調に進捗した場合、令和5年度末を予定しているとのことでした。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある第1種農地ですが、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いします。

申請番号3について説明をいたします。

資料は13ページからとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号3について事務局より説明)

この案件の場所は、主要地方道牛津芦刈線東の芦刈町小路地区を通る市道小路中溝線南にある農地で、転用目的は事務所、倉庫及び作業場でございます。

なお、申請地は申請番号2の隣接地となります。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に南側道路側溝へ排水されるため、周辺農地

議 長

事務局

議 長

事務局

への影響は少ないと考えております。下水道供用開始までは、し尿処理はくみ取り、生活雑排水は現状と同様に南側道路側溝へ排水されます。

なお、下水道の供用開始時期ですが、下水道課に確認したところ、工事が順調に進捗した場合、令和5年度末を予定しているとのことでした。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある第1種農地ですが、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

ただいまの説明に対して、質疑があればよろしく申し上げます。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権設定についてを議題とします。

申請番号1から申請番号21まで一括して事務局より議案の説明をお願いします。

議案書は3ページから6ページまでを御覧ください。

農用地利用集積計画の利用権設定について説明をいたします。

本日の利用権設定の審議件数は、新規の利用権設定が19筆、利用権の再設定が12筆、合計で31筆、総面積は4万4,755平米でございます。

今回の全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に掲げる全ての要件、すなわち、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること、また、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの要件を満たしていることと判断しております。

以上でございます。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。利用権設定について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1から申請番号21までについては原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題とします。

申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。

議案書は7ページを御覧ください。

農用地利用集積計画の所有権移転について説明をいたします。

本日の所有権移転の審議件数は4件でございます。

申請番号1について説明をいたします。

申請番号1、(土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、

議長

事務局

議長

事務局

議 長	<p>移転時期、対価、利用目的を読み上げる。) 以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。 申請番号2について説明をいたします。 申請番号2、(土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。)</p>
議 長	<p>以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。次に、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いいたします。 申請番号3について説明をいたします。 申請番号3、(土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。)</p>
議 長	<p>以上でございます。 申請番号3につきましては、あっせん委員の8番深河委員に結果報告をお願いいたします。</p>
8 番	<p>経過報告をいたします。 6月6日、6月の農業委員会であっせん委員に指名される。 6月7日、所有者の代理人○○○氏と条件等を確認する。現耕作者である認定農業者の○○氏と会い、あっせん申請が出ていることを説明し、購入の意思があるか確認し、今回の条件(10アール○○万円)で買受けをしたいとの回答を受けました。</p>
議 長	<p>以上でございます。 ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。次に、申請番号4について事務局より議案の説明をお願いします。 申請番号4について説明をいたします。 申請番号4、(土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。)</p>
議 長	<p>以上でございます。 申請番号4につきましては、あっせん委員の2番本村委員に結果報告をお願いい</p>

2 番	<p>たします。</p> <p>6月6日、6月農業委員会であつせん委員に指名される。</p> <p>6月23日、所有者と会い条件等を確認する。その後、現耕作者である〇〇〇氏と会い、購入の意思があるか聞いたら、10アール当たり〇〇〇万円で購入してもよいとの回答を受け、所有者に10アール当たり〇〇〇万円であつせんが成立したことを伝える。</p>
議 長	<p>購買についての今後の日程等は事務局より連絡があることを伝える。</p> <p>よろしくお願ひします。</p> <p>ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願ひします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号4について承認することに賛成の方は挙手をお願ひします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号4は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、第4号議案 農用地売渡等の希望申出についての売渡希望についてを議題とします。</p>
事務局	<p>申請番号1について、事務局より議案の説明をお願ひします。</p> <p>議案書8ページを御覧ください。</p> <p>農用地売渡等の希望申出の売渡希望について説明をいたします。</p> <p>本日の売渡希望の審議件数は1件でございます。</p> <p>資料は21ページからとなります。</p> <p>申請番号1について説明をいたします。</p> <p>申請番号1、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あつせん担当を読み上げる。)</p>
議 長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願ひいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願ひします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>ほかに皆さん方の中から何かございましたらよろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>(なし)</p> <p>ないようですので、次回日程等の連絡について事務局よりお願ひいたします。</p> <p>次回の日程等ですが、今月の農地転用現地調査日ですが、9月26日月曜日、午後1時30分から西館2階の2-6会議室にお集まりをいただきたいと思ひます。</p> <p>10月定例農業委員会ですが、10月5日水曜日、午後1時30分から、ここ西館大会議室となります。</p>
議 長	<p>以上でございます。</p> <p>ほかに何かございましたら。</p> <p>(なし)</p> <p>ないようですので、以上をもちまして9月の農業委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでございました。</p>

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員